

平成31年 第7回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成31年4月11日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成31年4月11日

## 東京都教育委員会第7回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

##### 第38号議案

東京都教育委員会から生徒と教員へのメッセージについて

##### 第39号議案

東京都公立学校長の任命について

##### 第40号議案及び第41号議案

東京都公立学校教員の懲戒処分について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 平成32年度使用都立高等学校（都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部を含む。）用教科書の採択方針について
- (2) 東京都公立学校教員の懲戒処分について

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人 (欠 席)

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	西 海 哲 洋
教育監	宇 田 剛
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	増 田 正 弘
人事部長	安 部 典 子
福利厚生部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	小 原 昌
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
教育改革推進担当部長	藤 井 大 輔
特別支援教育推進担当部長	高 木 敦 子
指導推進担当部長	瀧 沢 佳 宏
人事企画担当部長	黒 田 則 明
担当部長(総務課長事務取扱)	加 倉 井 祐 介
(書 記) 総務部教育政策課長	秋 田 一 樹

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、平成31年第7回定例会を開会いたします。

本日は北村委員から所用により、欠席との届出を頂いております。本日は朝日新聞社外3社から取材の申込みがございます。また、7名の傍聴の申込みがございます。また、MXテレビ外1社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございます。以上につきまして許可してもよろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、許可いたします。入室させてください。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、宮崎委員にお願いいたします。

### 前々回の議事録

【教育長】 前々回3月7日の第5回定例会の議事録については、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、第5回定例会の議事録につ

いては承認いただきました。

3月22日の臨時会及び前回3月28日の第6回定例会の議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第39号議案から第41号議案まで及び報告事項(2)につきましてもは人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。―――〈異議なし〉―――では、ただいまの件につきましてもは、そのように取り扱わせていただきます。

## 議 案

### 第38号議案

東京都教育委員会から生徒と教員へのメッセージについて

【教育長】 それでは、第38号議案、東京都教育委員会から生徒と教員へのメッセージについて、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 それでは、第38号議案資料を御覧ください。新年度を迎え、東京都教育委員会から、生徒と教員に向けて、子供たちの健やかな成長を願うメッセージを発することとしたいと思っておりますので、御審議のほど、お願いいたします。

まず、目的ですが、都教育委員会は、生徒が友人や先生などと心を通わせ、様々な体験や良好な人間関係を築くことを通して、これからも社会の担い手として必要な資質能力を身に付けることを期待しております。

また、教員には、教育活動を通して生徒の成長を実感する一方で、職務を遂行する上での苦労を一人で抱え込むことがないように、同僚の教員とともに問題を解決する組織体制を整え、学校内の課題や悩みなどを把握し解決していく活動を推進して、やりがいを持って教育活動に取り組んでいただきたいと願っております。

そこで、入学や進級直後のこの時期に、今述べた都教育委員会の思いを伝えることで、生徒の健やかな成長に向けた教育活動を学校と教育委員会が一体となって取り組めるよう、メッセージを送ることとしたいと考えております。

メッセージの内容につきまして、案1を御覧ください。この案1は生徒向けのメッ

セージになります。このメッセージでは、中学生、高校生の多感な時期を迎え、様々なことに思い悩みながらも、学習や部活動、委員会活動等に一生懸命に取り組む生徒に学校生活を送る上で不安や怒りなどの様々な感情と上手に付き合うことの大切さを伝えるとともに、自分だけでは解決できない場合には、身近な大人への相談を促す内容としております。

また、大人に相談することが難しい場合は、相談センターや4月から始めたLINEを活用した相談、「相談ほっとLINE@東京」などの利用を紹介するとともに、SNSの適正な利用についても、注意を促す内容となっております。案1のルビ付きのものは、日本語に困難を感じる生徒のためのもので、生徒の実態に応じて掲示するように用意いたしました。

次に、案2を御覧ください。案2は教員向けメッセージになります。このメッセージでは、子供たちと信頼関係を構築して生徒理解を深め、丁寧な生活指導や教育相談などに取り組む教員に日頃の先生方の教育活動に感謝して激励する一方で、体罰根絶に向けた取組を進めるとともに、東京都教育委員会としても積極的に学校訪問を行い、課題を共有し、解決に向けた取組を全力で行っていく決意を示す内容としております。

今後のメッセージの取扱いですが、生徒向けのメッセージは、校内掲示で周知をします。また、教員向けメッセージは、メールにて直接都立学校の教員に周知をいたします。さらに、都教育委員会から区市町村教育委員会宛てに参考として通知し、生徒及び教員への周知を依頼してまいります。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

**【教育長】** ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございましたら、よろしくお願いいたします。

**【遠藤委員】** 非常に良い試みだと思います。今の御説明の中で少々気になったのが、先生方に対してはメール等で全員にこのメッセージが行き渡るようにするのに対して、生徒に対しては掲示という形である。それで、区市町村教育委員会についても、中学校で校内掲示というふうにされていますが、これは当然教育委員会として子供たちあるいは先生方に知っておいてもらいたい内容だと思うのです。そうすると、多少手間暇がかかったとしても、全員がしっかりと見られるような形にするべきなのでは

ないかという感じを持ちました。

何かいろいろなことがあったときに、教育委員会がこういうことをやっていたよという、我々自身の免罪符にしてはいけないのではないか。本気度といいますか、そういうものを示すためにも、せつかくこういうものを作るのであれば、非常に手間暇がかかると思うのですが、全員に行き渡るようにする。先生に対しては全員行き渡る、先生たちの数に比べれば、生徒たちの数はものすごく多いというのは承知の上ですが、掲示をしたとして、何人の子供たちがそれを見るでしょうか。見た者は手を挙げろとチェックをして、見た者について確認するとか、そういう手立てをするのでしょうか。そんなことをいちいちやるのであれば、やはり一人一人にこういうものを手渡すなり、何らかに形で伝えるということにすると、効果は一段と上がるのではないかと、そんな感想を持ちました。

【指導部長】 掲示は一つの方法であって、4月16日の教育施策連絡協議会で都内の全校の校長や区市町村の関係者も集まりますので、そこでこの趣旨等について周知して、学校でしっかり今、遠藤委員から話があったように、全ての生徒に伝わるような方法をしっかり学校で考えていただくということにしたいと思います。

【遠藤委員】 それは先生たちに伝えるということですね。

【指導部長】 そうです。校長先生にです。

【遠藤委員】 全員に伝わるように対応してくださいという、具体的な方法までは指示しないのですか。

【指導部長】 はい。

【秋山委員】 教員へのメッセージについてですけれども、御説明にもありましたように、先生方が一人で抱え込まないということが、とても大切なことだと思います。そこで、このメッセージを御説明になるときに、一人で抱え込まないことが自分自身を守ることであり、それが組織対応の大切なところだということも強く伝えていただければと思います。

【指導部長】 今、秋山委員から御指摘があったように、組織として教育活動に当たるということは、教員自身を守ることはもちろんですけれども、より良い教育活動をしていくためには、様々な視点から児童・生徒を見ていくことが必要なので、そう

いった点も含めて考えていきたいと思ひます。

【教育長】 その点につきましても、先ほど話がありましたとおり、16日に全校長、全教育委員が集まる場がございますので、そういった趣旨を併せてその場で伝えさせていただきたいと思ひます。

【宮崎委員】 こういうメッセージを心を込めて一人一人に届くように送るといふのはとても大事なことだと思ひますが、過去には例えは、いじめなどで問題があったときとか、何かあったときに、やはりこういうメッセージを出していた事例はあったと思ひます。でも、年度当初にこのように出すといふのは、少なくとも最近では初めての試みではないかと思ひます。こういうことで、さあ皆さん一緒に始めましようといふ心構えにもなるので、非常に良いことだと思ひますが、これから例えは、毎年年初にこれを出しますといふと、何となくまたなれ合ひのようになってしまったりする。本当に効果的にこういうことが届くようにといふことを検証も含めて、例えは、このメッセージを読んだので、少し救われたといふような場合があったかもしれないしといふようなことが、どういふ形で検証すればいいかといふのは難しいところなのですが、出しっ放しではなくて、これを受けて何かコミュニケーションを取ろうとしてくる子供たちを見逃さないように、受け止められる体制といふのも是非しっかり取組んでいただければと思ひます。よろしくお願ひします。

【山口委員】 特にこの子供たちへのメッセージのところ、QRコードが付いているので、これも非常に今の子供たちにとってはすごくいいなと思ひました。ただやはり、これが付いているだけに、やはり、学校でも携帯を持って行けない学校も結構あると思ひるので、これをやはりどういふふうに読み込むかといふところが一つ課題ではあると思ひます。ですから、先ほど遠藤委員が言われたように、このメッセージがどういふふうに届くのか、また、いざとなったときに、あの時もらったけど、私たちがそうですけれども、書類がどこに行ったか、本当に必要なときに、どこに行ったか分からないといふときがあるので、なるべく子供たちの目に付く所とか、あるいは、学校外とは言わないですけれども、ちょっとしたときに見えるような、そんな工夫を地域も含めて共有できるような、今どういふことではないですけれども、是非今後ともこれが保護者の方とか皆さまに見ていただけるようなものになればいいと思ひま



すので、少しずつ工夫を重ねていただければと思います。

【宮崎委員】 それについては、例えば、各学校がホームページを作っていってらっしゃいますでしょう。そういうところに新着情報のようにして載せていただくとか、そういう工夫もしてはいかがでしょうか。

【指導部長】 こちらのメッセージは都のホームページにも載せますし、下のQRコードについては、既にカード形式にして、配っているものなのです。

【教育長】 これまで教育委員会からのメッセージというのは、直近ですと今年の2月、自分を大切にしましょうという生徒に対するメッセージでした。教員に対するメッセージというのは、平成24年が直近ということで、ずっと空いてしまってということが現実ありますが、今後は必要に応じて、教育委員会からのメッセージを発していくということについては、これまで以上に意識しながらやっていくことが必要かと思っております。委員からお話ありがとうございましたとおり、しっかりと到達すべきところに到達して、効果があるかどうかということもしっかりと見ながら取組を今後も行っていきたいと、そのように思っております。

それでは、特にほかにないようでありましたら、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、本件につきまして、原案のとおり承認を頂きました。

## 報 告

(1) 平成32年度使用都立高等学校（都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部を含む。）用教科書の採択方針について

【教育長】 次に、報告事項（1）平成32年度使用都立高等学校（都立中等教育学校後期課程及び都立特別支援学校高等部を含む。）用教科書の採択方針について、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 本日は、都立の高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部で使用する教科書の採択方針について、御報告させていただきます。

まず、採択の流れについてです。報告資料の3ページ、「1 教科書の採択の仕組み」を御覧ください。都立高校等の教科書につきましては、毎年度採択の方針を決定した後、調査員による調査研究を踏まえまして、各都立高校等で選定した結果等を総合的に判断し、採択を行ってまいります。本日は、図の(4)の部分になりますが、来年度に都立高校等で使用する教科書の採択方針について、例年同様に定めることといたしますので、御報告をさせていただきます。

資料1ページを御覧ください。「1 文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書の採択方針」でございますが、(1)にありますとおり、教科書の採択は、教科書の内容、調査研究資料及び各学校の選定結果等を総合的に判断して、各都立高校等で使用することが適当と認める教科書を採択していただきますが、採択権者である東京都教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行ってまいります。採択に当たりましては、原則として文部科学省が作成する高等学校用教科書目録(平成32年度使用)に登載されている教科書のうちから、専門的な調査研究を行った上で、各学校の生徒の実情等を十分に配慮して行ってまいります。

次に、(2)を御覧ください。都教育委員会は、採択に先立ち、「高等学校用教科書目録」に登載された教科書について、学習指導要領に基づき調査研究をいたします。このたび平成30年度の文部科学省の検定において、新たに合格した教科書はなかったため、昨年度に都教育委員会が作成しました「高等学校用教科書調査研究資料」を活用してまいりたいと考えております。

次に、(3)を御覧ください。高校の教科書採択に当たりましては、都教育委員会による採択に先立ち、各学校において選定作業を行います。このため、都立高校等に対し、これまでと同様、校長の責任と権限の下、校長を委員長とする「教科書選定委員会」において、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえて調査研究を行った上で、生徒の実態等を踏まえて、最も適切な教科書を選定するよう指導してまいります。

続きまして、2ページを御覧ください。「2 学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書採択方針」についてでございます。附則9条本と呼んでおりますが、具体的には、フランス語などの外国語や工業などの専門教科のほか、特別支援学校高等部の主に知的障害部門で使用いたします、教科書の発行されていない教科・科

目などで、主たる教材として使用する図書の採択についてでございます。

(1) を御覧ください。採択に当たりましては、検定教科書と同様に、図書の内容及び各学校による選定状況等を総合的に判断し、各学校で使用する事が適当な図書を附則9条本として採択していただきますが、採択権者である都教育委員会が自らの責任と権限において、適正かつ公正に行ってまいります。採択に当たりましては、各都立高校等から申請のあった附則9条本について調査した上で、各学校の生徒の事情等を十分に配慮して行ってまいります。

次に、(2) を御覧ください。附則9条本の採択に先立ち、各学校において選定作業を行います。このため、都立高校等に対し、これまでと同様、校長の責任と権限の下、校長を委員長とする「教科書選定委員会」において十分に検討を行い、各学校で編成する教育課程に基づき、各学校の生徒の実態を踏まえて、最も適切な図書を選定するよう指導してまいります。その際、(2) のイにありますとおり、各学校の教育課程に位置付けられた教科・科目で使用することが明確であり、かつ学習の進度に即応していること、保護者の経済的負担が過度にならないことなどを要件として備えた図書を選定するよう、内容及び構成について検討することとしております。

次に、(3) を御覧ください。都教育委員会は採択に先立ち、各学校が選定し使用申請があった図書が、各学校の教育課程に位置付けられた教科・科目の主たる教材として、原則としてその内容の全部を年間を通して使用することができるものとなっているかについて、当該図書の内容及び構成を調査いたします。

以上が採択方針でございますが、最後に今後の予定について、報告資料3ページの下段、「平成32年度使用都立高等学校用教科書の採択に関する日程(予定)」を御覧ください。6月に調査研究資料について御報告した後、各学校における教科書の選定結果を受けて審査を行った上で、8月の教育委員会に採択議案として上程させていただきたいと存じます。

また、附則9条本の選定事務につきましては、秋以降に実施し、来年3月の教育委員会に採択議案として上程させていただきます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ただいまの説明につきまして、御意見・御質問ございましたら、お願

いたします。よろしゅうございますか。

それでは本件につきまして、報告として承りました。

## 参 考 日 程

### (1) 教育委員会定例会の開催

4月25日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いいたします。

【教育政策課長】 次回の定例会は、今月の第4木曜日4月25日の午前10時から、教育委員会室にて開催を予定しております。以上です。

【教育長】 今回は、4月25日午前10時ということでございますので、よろしくお願いたします。

そのほかのことにつきまして、何かございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

それではこれから非公開の審議に入ります。

(午前10時25分)